

# 会計年度任用職員（男性育業普及啓発支援員）の募集の概要

## 1 職名

男性育業普及啓発支援員（地方公務員法に基づき任用される会計年度任用職員）

## 2 職務内容

支援員は、次の職務を行うものとする。

- (1) TOKYO パパ育業企業促進企業登録マーク許諾（以下「マーク許諾」という。）に関する問合せ対応、情報提供等
- (2) マーク許諾の申請等の受付、申請書類の確認・審査、書類管理等
- (3) マーク許諾に関する関係部署との連絡調整等
- (4) マーク許諾に関する実績管理、データ入力・整理等
- (5) 「働き方改革パワーアップ応援事業」において実施する事業に関連して必要と認められる業務
- (6) その他、マーク許諾に関連して必要と認められる業務、及び都の施策（奨励金等）に関する情報提供等の業務

## 3 応募要件

- (1) 企業での人事・労務管理について、一定の知識のある方  
(東京都及び国（厚生労働省）が実施する労働関係施策について、一定の知識があることが望ましい)
- (2) ワード、エクセル等によるデータ入力や資料作成、アウトルックによるメールの送受信等、パソコンを利用した基本的な業務を支障なく行える方
- (3) 来客・電話対応において、丁寧かつ誠実な接遇を行うことができる方

## 4 勤務予定場所

労働相談情報センター

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階

（JR・地下鉄飯田橋駅徒歩7分、JR水道橋駅徒歩8分、地下鉄九段下駅徒歩10分）

## 5 募集人員 1名

## 6 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（事業が同様の規模で継続され、勤務成績が良好な場合には、最大4回まで公募によらない再度任用の可能性あり。なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。）

## 7 勤務日数 原則として月16日勤務

## 8 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

又は 午前9時から午後5時45分まで

9 休暇等 (制度改革により変更となる場合があります。)

(有給)

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、  
妊娠通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(無給)

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、  
介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります、上限到達後の取得は無給の取  
扱いとなります。

10 報酬 月額208,100円 (常勤職員の給与改定等に準じて改定される場合があります。)

支給日は原則として毎月15日。一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給する。

11 通勤費 規定により、交通費相当額を支給する (150,000円/月)。

12 申込方法

会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式)及び職務経歴書を下記担当まで提出  
(郵送・持込・電子メール(推奨))

**(令和8年2月13日(金)午後5時必着)**

- ※1 会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式) 上部の「職名」欄に「男性育業普及啓発支援員」と記載  
してください。
- ※2 応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。
- ※3 書類選考後、面接を行います。
- ※4 結果は、合否に関わらず後日連絡(電話・郵送・メール等)いたします。
- ※5 メールでご連絡する場合がありますので、会計年度任用職員申込書には、ご連絡可能な  
メールアドレスを記載してください。
- ※6 応募書類を電子メールで提出する際は、件名に「会計年度任用職員の応募」と記載してください。

13 その他

任用の都度、原則1月は条件付採用となります。

担当 東京都産業労働局雇用就業部調整課 小泉・長島・堀内

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎21階北側

Tel 03-5320-4702

メールアドレス S0000443@section.metro.tokyo.jp